

議案第 2 号

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

川崎市証人等の実費弁償に関する条例（昭和32年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、市議会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の要求に応じ、出頭した者

第2条第5号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第7号中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。